

豊かな人間形成をめざす

生がい教育

第28回 福島県文学賞作品募集

1. 趣 旨
県民から作品を公募して優秀作品を顕彰し、地方文化の進展と本県文学の振興をはかる。
2. 主 催
福島県教育委員会・福島民報社
3. 募集作品の部門および規格

部 門	規 格
小説	小説 新聞、雑誌（綴じるか、製本されたもの）及び単行本として印刷された作品、または原稿作品。原稿作品は 400字詰原稿用紙30枚以上 100枚程度までのものとする。
	脚本 舞台演劇及び放送脚本。ただし原稿作品は 400字詰原稿用紙45枚以上 100枚程度で、40分から60分程度で上映、上演できるもの。
詩	10編以上の作品を集録した単行本、または原稿作品。 ただし、青少年は5編以上とする。
短 歌	50首以上の作品を集録した単行本、または原稿作品。 ただし、青少年は20首以上とする。
俳 句	50句以上の作品を集録した単行本、または原稿作品。 ただし、青少年は20句以上とする。

(注) (1) 単行本は、昭和49年1月1日以降に発刊されたものとする。
(2) ここで言う青少年とは、20才未満で中学生以上の者とする。

4. 応募資格
県内在住者。ただし、学生については県外勉学中の県人を含む。
5. 応募方法
 - (1) 応募作品には、1部ごとに住所、氏名、ペンネーム、生年月日、職業（会社、学校名等）、電話番号、文学歴および所属等を記入し、5部（コピーも可）を提出すること。
 - (2) 原稿作品は必ず 400字詰縦書原稿用紙を用い、表紙をつけること。
 - (3) 雑誌の場合は、応募する作品の箇所に見出し紙を貼ること。
 - (4) 点字作品は、墨訳（ペン書等）して応募すること。
 - (5) 送付先 福島県教育庁文化課内「県文学賞係」（〒960 福島市杉妻町2-16）
または、もよりの福島県教育庁教育事務所社会教育係。
 - (6) 送付された作品は返却しない。
 - (7) 送付された作品の公表権は主催者も有するものとする。
6. 賞の種類
4部門のそれぞれに「文学賞」「準賞」「奨励賞」および「青少年文学奨励賞」を授与する。
ただし、(1) すでに「文学賞」を受けた者は、同一部門において授賞の対象としない。
(2) 「青少年文学奨励賞」は、青少年を対象とする。
7. 締切期日 昭和50年8月11日（月）
8. 発表 昭和50年10月中旬（入賞は本人あて通知する。また報道機関にも発表する。）
9. 授賞式 昭和50年11月3日（月）。「文化の日」